

**政治資金・政党助成関係  
申請・届出オンラインシステム  
調達計画書**

(区分：最適化対象業務・システム)

特定情報システムの該当(無)

平成 20 年 10 月

総務省自治行政局選挙部 政治資金課

---

(目次)

1	業務・システムの概要.....	1
	(1) 政治資金等関係業務の概要.....	1
	ア 政治資金関係業務.....	1
	イ 政党助成関係業務.....	1
	(2) 調達するシステム.....	1
2	調達計画.....	2
	(1) 全工程のスケジュール.....	2
	(2) 個別の調達スケジュール.....	2
3	その他.....	3
	(1) 評価方式.....	3
	(2) 契約形態.....	3
	(3) 知的財産権等の取り扱い.....	3
	(4) 入札制限.....	3
	ア 本システムの評価、監査及び本件業務請負事業者の入札制限.....	3
	イ 設計・開発等の工程管理支援事業者の設計・開発等の工程への入札制限.....	3
	ウ CIO補佐官及びその支援スタッフ等の入札制限.....	3
	(5) 制約条件等.....	3
4	妥当性証明.....	4
5	窓口連絡先.....	4

## 1 業務・システムの概要

本計画書の対象とする業務・システムの概要は以下のとおりである。

### (1) 政治資金等関係業務の概要

政治資金規正法に基づき行われる政治資金関係業務と、政党助成法に基づき行われる政党助成関係業務という2つの業務が存在する。

#### ア 政治資金関係業務

政治資金業務は、主に政治団体からの届出の処理、収支報告書の処理等である。

図表1 政治資金関係業務概要

業務	概要
届出処理業務	都道府県の選挙管理委員会を経由、又は総務省に政治団体より提出された届出等の書類を審査し、必要に応じて訂正を求め、受理した届出事項を官報に告示する業務。また、政治団体から提出された届出事項を基に政治団体台帳を調製し、政治団体名簿を作成。
報告書処理業務	政治団体から提出された収支報告書等の書類を審査し、必要に応じて訂正を求め、受理した報告書の要旨を官報に告示する業務。また、寄附金控除のための書類が提出された場合は、書類の内容を確認し、政治団体に返還。

#### イ 政党助成関係業務

政党助成関係業務は、主に政党からの届出の処理、政党交付金に係る処理、使途等報告書の処理等である。

図表2 政党助成関係業務概要

業務	概要
届出処理業務	政党から提出された届出等の書類を審査し、必要に応じて訂正を命じ、受理した届出事項を官報に告示する業務。
交付処理業務	政党から提出された交付請求書等の書類を審査し、必要に応じて訂正を求め、受理した請求内容に従って、政党交付金の交付手続を進める業務。
報告書処理業務	政党から提出された使途等報告書等の書類を審査し、必要に応じて訂正を求め、受理した報告書の要旨を官報に告示する業務。

### (2) 調達するシステム

本計画書に基づき調達するシステムは、以下の個別システムから構成される政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムである。

図表3 政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステムを構成するシステム一覧

No	システム名	概要
1	共同受付システム	政治団体からの届出や収支報告書のオンライン申請を受け付け、政治資金業務システムに各種情報を配信するシステム。
2	政治資金業務システム	総務省や都道府県選挙管理委員会が行う政治資金関係業務（政治団体台帳データの調製、告示データや統計データ等の作成）を支援するシステム。



### 3 その他

#### (1) 評価方式

本計画書に示す調達は、一般競争入札（総合評価落札方式）により実施する。

#### (2) 契約形態

国庫債務負担行為による複数年（4年9ヶ月）の請負契約（一括調達）を予定している。

#### (3) 知的財産権等の取り扱い

第三者が既に所有するものを除き、当省は本契約の成果に伴い生じたすべての権利を使用することができる。成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定されるすべての権利をいう。）は、当省より受託者に対価が完済されたとき受託者から当省に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者もしくは第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者もしくは第三者に留保される。

なお、知的財産権の取り扱いについての詳細は、個別の契約書の内容を遵守すること。

#### (4) 入札制限

##### ア 本システムの評価、監査及び本件業務請負事業者の入札制限

本システムの評価、監査、本件業務を請け負うこととなった者は、以後本システムの評価、監査及び企画業務等の調達及びこれに付随する行為に係る受託は認めないものとする。

なお、受託者及び受託者に事務の一部を委託された事業者は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者の範囲で前述のシステム評価、監査及び企画業務等の受託を認めないものとする。

##### イ 設計・開発等の工程管理支援事業者の設計・開発等の工程への入札制限

設計・開発等の工程管理支援事業者は、設計・開発等の工程において、調達担当課室の立場で工程管理を担うことから、設計・開発等の工程管理支援事業者及びその関連事業者については、当該情報システムの設計・開発等の調達案件の入札に参加することを認めないものとする。

##### ウ CIO補佐官及びその支援スタッフ等の入札制限

CIO補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務（以下、「妥当性確認等」という）について、透明性及び公平性を確保するため、CIO補佐官等が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者については、CIO補佐官等が妥当性確認等を行う調達案件（当該CIO補佐官等が過去に行ったものを含む）に入札することを認めないものとする。

また、CIO補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る）についても、当該CIO補佐官等が妥当性確認等を行った調達案件に、入札させないこととする。

#### (5) 制約条件等

平成22年1月1日までに対象システムの運用を開始しなければならない。

## 4 妥当性証明

総務省自治行政局選挙部 政治資金課長 林崎 理

## 5 窓口連絡先

総務省自治行政局選挙部 政治資金課

東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 電話：03 - 5253 - 5578

担当者：三上 義治、澤田 洋一